

第23号議案

神戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の件
神戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 神戸市農業集落排水処理施設条例の規定に基づき施行日前から継続して排水処理施設を使用させているもので施行日以後初めて神戸市農業集落排水処理施設条例第18条に規定する認定（以下単に「認定」という。）をしたものに係るその認定に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市農業集落排水処理施設条例 ぬきがき

(____は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(使用料)

(使用料)

第16条 使用者は，別表第2に定める額に100分の
108を乗じて得た額の使用料を納付しなければな
らない。

100分の
110

2 略